令和5年12月14日(木曜日)

〇出席議員(13名)

議 長 七 田 満 男 君 7 番 恩 道 正 博 君 番 中 村 聡 君 8 番 北 Ш 悦 子 君 1 之 2 番 克 番 夷 満 君 土 屋 君 9 藤 3 番 西 尾 雄 次 君 10 番 水 文 雄 君 清 博 君 中 Ш 君 4 番 磯 貝 幸 11 番 達 守 雄 君 5 番 Ш \Box 正 己 君 12 番 南 番 勇 君 6 生 田 人

○説明のため出席した者

町 克 則 君 長 Ш 副 町 長 上 出 孝 之 君 教 育 長 桐 山 人 君 総 務 部 長 松 井 賢 志 君 総 · 担 務 北 野 享 君 兼 町民福祉部長 助 田 有 君 兼保険年金課長 町民福祉部担当部長 中 Ш 裕 君 (住民・子育て支援担当) 都市整備部長 前 浩 和 君 上 兼北部開発推進室長 都市整備部担当部長 宮 本 義 治 君 (企画・地域産業振興担当) 都市整備部担当部長 神 農 孝 夫 君 (上下水道担当) 教育委員会教育部長 勝 浩 君 上 出 消防本部消防長 重 島 康 人 君 総務部総務課長 山 田 卓 矢 君 総務部総務課担当課長 安 下 美智子 君 (人事秘書担当)

総務部財政課長 町民福祉部住民課長 兼環境管理室長 町民福祉部保険年金課担当課長 兼保険年金課保健センター所長 町民福祉部福祉課担当課長 兼福祉課地域包括支援センター所長 町 民 福 祉 福 祉 課 長 市 整 部 備 課 長 画 企 市 整 備 部 地域産業振興課長 都市整備部地域産業振興課 担当課長兼観光振興室長 都市整備部都市建設課長 兼北部開発推進室長補佐 市 整 下水道課 上 長 管 計 理 者 会 計 課 長 教育委員会教育部 学校教育課長 教育委員会教育部文化スポーツ課長 兼図書館長兼男女共同参画室長 消防本部消防署長 兼 消 防 課 長

樹 君 北 正 Ш 本 静 絵 君 理 子 君 前 田 久美子 君 前 上 博 君 秋 田 之 奥 隆 幸 君 田 重 君 宮 崎 幸 長谷川 万里子 君 渡 辺 崇 君 四月朔日 松英 君 島 誠 君 福 法 利 康 博 君 中 村 友 和 君 中 本 潤 君

〇職務のため出席した事務局職員

事務局長堀川竜一君 事務局書記中村円香君事務局参事兼次長川端誠矢君

〇議事日程(第3号)

令和5年12月14日 午後1時開議

日程第1

追加議案の上程

議案第74号 令和5年度内灘町一般会計補正予算(第6号)

議案第75号 内灘町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

諮問第4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

提案理由の説明

日程第2

議案一括上程

議案第55号 専決処分の承認を求めることについて

[令和5年度内灘町一般会計補正予算(第4号)]から

議案第75号 内灘町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてまで

請願第1号 健康保険証廃止の中止等を求める意見書採択の請願

請願第2号 土地の借地料の免除を求める請願

日程第3

諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

諮問第4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

提案理由の説明

日程第4

議会議案第7号 小中学校給食費の無償化を求める意見書の提出について

午後1時00分開議

〇開 議

○議長【七田満男君】 傍聴席の皆様には、本会議の傍聴にお越しをいただき、誠にありがとうございます。

本日は12月会議の最終日となります。議員

各位には、最後までの慎重審議をお願い申し 上げます。

ただいまの出席議員は13名であります。よって、会議の定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

○諸般の報告

○議長【七田満男君】 本日の会議に説明のため出席をしている者は、5日の会議に配付の説明員一覧表のとおりであります。

なお、吉田真理子子育て支援課長より、本日 の会議を欠席する旨の届出がありました。

写しをお手元に配付しておきましたので、 ご了承願います。

•••••••

〇会議時間の延長

O議長【七田満男君】 お諮りいたします。本 日の会議時間は、議事の都合によりあらかじ め延長いたします。これにご異議ありません か。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長【七田満男君】 ご異議なしと認めます。よって、本日の会議時間を延長することに決定いたしました。

·*··*··*··*··*··

〇追加議案の上程

○議長【七田満男君】 日程第1、追加議案の 上程を行います。

議案第74号令和5年度内灘町一般会計補正予算(第6号)及び議案第75号内灘町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について並びに諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてから諮問第4号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてまでの6議案を議題といたします。

なお、追加提出された議案につきましては、 お手元に配付してあります議事日程(第3号) に記載のとおりでありますので、ご了承願い ます。

〇提案理由の説明

〇議長【七田満男君】 町長より追加議案に対する提案理由の説明を求めます。川口克則町長。

〔町長 川口克則君 登壇〕

○町長【川口克則君】 議員各位におかれましては、連日にわたり慎重なるご審議をいただ

き、誠にありがとうございます。

それでは、ただいま追加提案いたしました 議案につきまして、提案理由の説明を申し上 げます。

議案第74号 令和5年度内灘町一般会計補 正予算(第6号)につきましては、歳入歳出そ れぞれ4,400万円を増額し、歳入歳出予算の総 額を111億4,370万円とするものでございます。

歳出の内容としましては、物価高騰に直面する子育て世帯の負担軽減を図るため、町内在住の18歳以下の子供1人につき1万円を給付する子育て応援臨時給付金事業に係る事務費及び事業費を増額補正するものでございます。

歳入につきましては、国の物価高騰対応重 点支援地方創生臨時交付金を計上しておりま す。

議案第75号 内灘町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、地方税法等の改正に伴い、出産する被保険者に係る産前産後期間相当分の所得割額及び均等割額を減額するため、改正を行うものでございます。

諮問第1号から諮問第4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつきましては、いずれも、令和6年3月31日をもって任期が満了いたします現委員の松田京子氏、中村由利子氏、山崎哲雄氏及び長谷川肇氏を引き続き法務大臣に推薦いたしたく、議会の意見を求めるものでございます。

以上、追加議案の提案理由につきましてご 説明申し上げました。

何とぞ慎重にご審議いただき、適切なるご 決議を賜りますようお願いを申し上げまして、 私の説明を終わります。

○議長【七田満男君】 提案理由の説明は終わりました。

〇質 疑

○議長【七田満男君】 これより、追加議案の

うち議案第74号及び議案第75号に対する質疑 に入ります。

質疑ございませんか。――質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

〇議案の委員会付託

O議長【七田満男君】 お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第74号令和5年度内灘町一般会計補正予算(第6号)及び議案第75号内灘町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてについては、お手元に配付いたしてあります議案付託表のとおり、所管の文教福祉常任委員会に付託いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長【七田満男君】 ご異議なしと認めます。よって、議案第74号及び議案第75号は、議案付託表のとおり、所管の文教福祉常任委員会に付託することに決定いたしました。

......

○質疑・委員会付託・討論の省略

〇議長【七田満男君】 次に、諮問第1号から 諮問第4号人権擁護委員の推薦につき意見を 求めることについての4議案については、人 事に関する案件につき、質疑、委員会付託、討 論を省略したいと思います。これにご異議あ りませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長【七田満男君】 ご異議なしと認めます。よって、諮問第1号から諮問第4号までの4議案につきましては、質疑、委員会付託、討論を省略することに決定いたしました。

••••••••••

〇休 憩

○議長【七田満男君】 この際、議案審査のため暫時休憩いたします。

午後1時07分休憩

•----

午後2時00分再開

〇再 開

○議長【七田満男君】 休憩前に引き続き会議を開きます。

議事を続行いたします。

〇議案一括上程

〇議長【七田満男君】 日程第2、去る12月5 日に各常任委員会に付託いたしました議案第 55号専決処分の承認を求めることについて 〔令和5年度内灘町一般会計補正予算(第4 号)〕から議案第73号内灘町体育施設(総合体育館等)の指定管理者の指定についてまでの 19議案及び、先ほど文教福祉常任委員会に付 託いたしました議案第74号令和5年度内灘町 一般会計補正予算(第6号)、議案第75号内灘 町国民健康保険税条例の一部を改正する条例 について並びに請願第1号健康保険証廃止の 中止等を求める意見書採択の請願、請願第2 号土地の借地料の免除を求める請願を一括し て議題といたします。

〇委員長報告

〇議長【七田満男君】 これより各常任委員会 における議案審査の経過並びに結果の報告を 求めます。

恩道正博総務産業建設常任委員会委員長。 〔総務産業建設常任委員長 恩道正博君 登壇〕 〇総務産業建設常任委員長【恩道正博君】 令 和5年内灘町議会12月会議において、総務産 業建設常任委員会に付託されました議案の審 査の経過と結果について、ご報告申し上げま す。

付託されました議案につきましては、副町 長及び関係部課長からそれぞれ詳細な説明を 求め、慎重に審査を重ねた結果、議案第56号令 和5年度内灘町一般会計補正予算(第5号)第 1条歳入歳出予算の補正中、歳入全部、歳出1 款議会費1項議会費、2款総務費1項総務管 理費、2項徴税費、6款農林水産業費1項農業 費、7款商工費1項商工費、8款土木費1項土 木管理費、2項道路橋りょう費、3項都市計画 費、9款消防費1項消防費、12款公債費1項公 債費、13款諸支出金2項基金費の各款項並び に第2条債務負担行為の補正、第3条地方債 の補正については、妥当と認め、原案を可とす ることに決しました。

議案第61号令和5年度内灘町水道事業会計 補正予算(第3号)、議案第62号令和5年度内 灘町下水道事業会計補正予算(第2号)の2議 案については、妥当と認め、原案を可とするこ とに決しました。

議案第63号議会の議員の議員報酬及び費用 弁償等に関する条例の一部を改正する条例に ついては、賛成多数で、原案を可とすることに 決しました。

議案第64号常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、議案第65号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、議案第66号内灘町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての3議案については、いずれも妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第69号内灘町町道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例について、 議案第70号内灘町消防団員の定員、任免、給 与、服務等に関する条例の一部を改正する条 例について、議案第71号内灘町火災予防条例 の一部を改正する条例について、議案第72号 内灘町産業支援センターの指定管理者の指定 についての4議案については、いずれも妥当 と認め、原案を可とすることに決しました。

次に、新規に提出されました請願の審査の 結果をご報告いたします。

請願第2号土地の借地料の免除を求める請願については、継続審査とすることに決しました。

以上で、本委員会に付託されました議案の 審査の経過並びに結果についての報告を終わ ります。 令和5年12月14日

総務産業建設常任委員会委員長 恩道正博 〇議長【七田満男君】 清水文雄文教福祉常任 委員会委員長。

〔文教福祉常任委員長 清水文雄君 登壇〕 **○文教福祉常任委員長【清水文雄君】** 令和 5 年内灘町議会12月会議において、文教福祉常 任委員会に付託されました議案の審査の経過 と結果について、ご報告を申し上げます。

付託されました議案につきましては、教育 長並びに関係部課長からそれぞれ詳細な説明 を求め、慎重に審査を重ねた結果、議案第55号 専決処分の承認を求めることについて〔令和 5年度内灘町一般会計補正予算(第4号)〕に ついては、妥当と認め、原案を承認することに 決しました。

議案第56号令和5年度内灘町一般会計補正 予算(第5号)第1条歳入歳出予算の補正中、 歳出2款総務費3項戸籍住民基本台帳費、3 款民生費1項社会福祉費、2項児童福祉費、4 款衛生費1項保健衛生費、2項清掃費、10款教 育費1項教育総務費、2項小学校費、3項中学 校費、4項社会教育費、5項保健体育費、各款 項については、妥当と認め、原案を可とするこ とに決しました。

議案第57号令和5年度内灘町新エネルギー 事業特別会計補正予算(第1号)、議案第58号 令和5年度内灘町国民健康保険特別会計補正 予算(第2号)、議案第59号令和5年度内灘町 後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)、 議案第60号令和5年度内灘町介護保険特別会 計補正予算(第2号)の4議案については、い ずれも妥当と認め、原案を可とすることに決 しました。

議案第67号内灘町印鑑条例の一部を改正する条例について、議案第68号内灘町手数料徴収条例の一部を改正する条例について、議案第73号内灘町体育施設(総合体育館等)の指定管理者の指定についての3議案については、いずれも妥当と認め、原案を可とすることに

決しました。

議案第74号令和5年度内灘町一般会計補正 予算(第6号)については、妥当と認め、原案 を可とすることに決しました。

議案第75号内灘町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、妥当と認め、原 案を可とすることに決しました。

次に、請願の審査の結果をご報告いたします。

請願第1号健康保険証廃止の中止等を求める意見書採択の請願については、賛成少数で、 不採択とすることに決しました。

以上で、本委員会に付託されました議案の 審査の経過並びに結果についての報告を終わ ります。

令和5年12月14日

文教福祉常任委員会委員長 清水文雄

○議長【七田満男君】 これをもって各委員会 の報告を終わります。

•

○質疑の省略

○議長【七田満男君】 なお、通告期限までに 委員長報告に対する質疑の通告がありません でしたので、質疑なしとして質疑を省略いた します。

••••••••

〇討 論

○議長【七田満男君】 次に、討論に入ります。 討論ありませんか。

4番、磯貝議員。

〔4番 磯貝幸博君 登壇〕

〇4番【磯貝幸博君】 議席番号4番、日本維 新の会、磯貝幸博でございます。

議案第63号議会の議員の議員報酬及び費用 弁償等に関する条例の一部を改正する条例に ついて、反対の立場で討論いたします。

昨今の物価高騰によって町民生活は圧迫されており、給与アップも追いつかず、生計を切り詰めても大変だという声を皆様もお聞きになっていると思います。

そのような中、政治と金に関するニュース、パーティ券のキックバックの扱いに関する問題が発覚し、政権を揺るがす大問題として連日報道されております。政治家の収入について、世間から厳しい目を向けられている状態です。

私たちは、ニュースのような金銭の授受には関与していないといえども、襟を正し、身を引き締めて、町民感情に寄り添うことが重要だと思います。

この議案は、ボーナスの支給率をアップするというものですが、社会情勢を踏まえて、町 民感情からはとても受け入れられないのではないかと感じます。

また、議案の説明では、人事院勧告を受けての改定とのことでした。議員報酬は常勤職員と位置づけが異なるわけですので、町民に答える際に、人事院勧告から勧告されたからという受け身なお答えは、正直なところ説明にはならないと思います。

平成27年に報酬が改定された際には、第三 者機関である特別職報酬等審議会を経て進め られました。期末手当においても、議員報酬と 同様な手続を経て意見を求めるのが妥当では ないでしょうか。

また、議会改革においてなすべきことがまだまだあると思います。議会改革において、今年2月に話し合われた議員報酬の特例に関する条例の制定に向けた懸案事項が、統一地方選挙を経て新たな任期となっても、話し合われずに棚上げの状態となっております。町民への議会改革の姿勢を示すためにも、皆で力を合わせて早急に実行していくべきではないでしょうか。

最後に、これからは少子・高齢化で人口減少 していく中、私たち議員の改革への意欲、身を 切ってでも進めていく、その覚悟が広く町民 の間では期待されているものと感じています。 細かくとも、そして小さなことからでも、一歩 一歩着実に議会改革を進めていかなければな らないのではないでしょうか。

よって、議案第63号については反対をいたします。

議員の皆様各位のご賛同をどうかよろしく お願いいたします。

以上で反対討論を終わります。 ご清聴ありがとうございました。

〇議長【七田満男君】 討論ありませんか。 8番、北川悦子議員。

[8番 北川悦子君 登壇]

〇8番【北川悦子君】 議席番号8番、北川悦 子です。

請願第1号健康保険証廃止の中止等を求める意見書採択の請願について、賛成の立場で 討論します。

12月13日、昨日の新聞に政府のマイナンバー情報総点検本部の第5回会合が12日に開かれ、総点検の結果、判明したトラブルの全体像が掲載されていました。そして予定どおり、現行の健康保険証の発行を来年秋に終了すると岸田首相は表明をしました。

議員の皆さん、思い出してください。

今年の春以来、保険証などの行政情報が別人のマイナンバーにひもづけられるトラブルが相次ぎ発覚、また、保険証の資格情報とマイナンバーがひもづけされず、未登録だった約71万件、8月現在ですけれども、そのうち約30万件で加入者本人のマイナンバーが分かっていません。

障害者手帳は、43自治体で5,645件の誤りが 判明しました。いまだに1万5,000件、5自治 体の本人確認は終わっていません。

国民の不安は消えてはいません。共同通信 社の実施した調査においても、7割を超える 国民が、健康保険証を廃止しマイナンバーカ ードと一体化することに反対、延期の声を上 げています。

全国保険医団体連合会によると、会員1,000 医療機関のうち過半数の575機関で、10月以降 もマイナンバーカードを保険証として利用す るマイナ保険証のトラブルが起きているとのアンケート調査結果を公表しています。保険が変わったときのデータ更新が遅くタイムラグが発生、保険証のほうが早いという話もあります。

総点検が全て来年春には完了するから大丈夫とはならない。利用率はまだまだ少ない中でトラブルが起きています。保険証がなくなれば、医療機関の受付は大混乱となります。マイナンバーカードは持っているが、落としたら大変と思い大事にしまってあり、使ったことはないという方もいらっしゃいます。

高齢になると、使い慣れた保険証は更新を しなくても手元に届く今のままでよいという 声も多く聞かれます。高齢者施設では、カード の管理はできないという声も聞かれます。

今後、一歩一歩そうした課題を進めていかないと、質の高い医療利便性の向上は程遠いのではないでしょうか。マイナンバーカードと保険証をひもづける意味がなくなってしまいます。

議員の皆様のご賛同をお願いをいたしまして、討論を終わります。

○議長【七田満男君】 討論はありませんか。

――討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

〇表 決

○議長【七田満男君】 これより議案の採決に 入ります。

なお、夷藤議員におかれましては、座席において、挙手による採決を認めます。

まず、議案第55号専決処分の承認を求める ことについて〔令和5年度内灘町一般会計補 正予算(第4号)〕を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、原案承認であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり 決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長【七田満男君】 起立全員であります。 よって、議案第55号は原案のとおり承認され ました。

○議長【七田満男君】 次に、議案第56号令和 5年度内灘町一般会計補正予算(第5号)を採 決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり 決定することに賛成の諸君の起立を求めます。 [賛成者起立]

○議長【七田満男君】 起立全員であります。 よって、議案第56号は原案のとおり可決され ました。

〇議長【七田満男君】 次に、議案第57号令和5年度内灘町新エネルギー事業特別会計補正予算(第1号)、議案第58号令和5年度内灘町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)、議案第59号令和5年度内灘町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)、議案第60号令和5年度内灘町介護保険特別会計補正予算(第2号)、議案第61号令和5年度内灘町水道事業会計補正予算(第3号)、議案第62号令和5年度内灘町下水道事業会計補正予算(第2号)の6議案を一括して採決いたします。

各議案に対する委員長の報告は、いずれも 原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり 決定することに賛成の諸君の起立を求めます。 〔賛成者起立〕

○議長【七田満男君】 起立全員であります。 よって、議案第57号から議案第62号までの6 議案は、原案のとおり可決されました。

〇議長【七田満男君】 次に、議案第63号議会 の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条 例の一部を改正する条例についてを採決いた します。 本議案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり 決定することに賛成の諸君の起立を求めます。 「賛成者起立〕

O議長【七田満男君】 起立多数であります。 よって、議案第63号は原案のとおり可決され ました。

〇議長【七田満男君】 次に、議案第64号常勤 の特別職の職員の給与に関する条例の一部を 改正する条例についてを採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり 決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

O議長【七田満男君】 起立多数であります。 よって、議案第64号は原案のとおり可決され ました。

〇議長【七田満男君】 次に、議案第65号一般 職の職員の給与に関する条例の一部を改正す る条例についてを採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり 決定することに賛成の諸君の起立を求めます。 「替成者起立〕

○議長【七田満男君】 起立全員であります。 よって、議案第65号は原案のとおり可決され ました。

〇議長【七田満男君】 次に、議案第66号内灘 町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関 する条例の一部を改正する条例についてを採 決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり

決定することに賛成の諸君の起立を求めます。 〔賛成者起立〕

O議長【七田満男君】 起立全員であります。 よって、議案第66号は原案のとおり可決され ました。

〇議長【七田満男君】 次に、議案第67号内灘町印鑑条例の一部を改正する条例について、 議案第68号内灘町手数料徴収条例の一部を改正する条例について、議案第69号内灘町町道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例について、議案第70号内灘町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について、議案第71号内灘町火災予防条例の一部を改正する条例についての5議案を一括して採決いたします。

各議案に対する委員長の報告は、いずれも 原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり 決定することに賛成の諸君の起立を求めます。 [賛成者起立]

○議長【七田満男君】 起立全員であります。 よって、議案第67号から議案第71号までの5 議案は、原案のとおり可決されました。

〇議長【七田満男君】 次に、議案第72号内灘 町産業支援センターの指定管理者の指定につ いて、議案第73号内灘町体育施設(総合体育館 等)の指定管理者の指定についての2議案を 一括して採決いたします。

各議案に対する委員長の報告は、いずれも 原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり 決定することに賛成の諸君の起立を求めます。 〔賛成者起立〕

〇議長【七田満男君】 起立全員であります。 よって、議案第72号及び議案第73号の2議案 は、原案のとおり可決されました。

〇議長【七田満男君】 次に、議案第74号令和

5年度内灘町一般会計補正予算(第6号)を採 決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり 決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【七田満男君】 起立全員であります。 よって、議案第74号は原案のとおり可決され ました。

〇議長【七田満男君】 次に、議案第75号内灘 町国民健康保険税条例の一部を改正する条例 についてを採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり 決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長【七田満男君】 起立全員であります。 よって、議案第75号は原案のとおり可決され ました。

○議長【七田満男君】 次に、継続審査となっています請願第1号健康保険証廃止の中止等を求める意見書採択の請願を採決いたします。本請願に対する委員長の報告は、不採択であります。

したがって、原案について採決いたします。 お諮りいたします。請願第1号健康保険証 廃止の中止等を求める意見書採択の請願を採 択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【七田満男君】 起立少数であります。 よって、請願第1号は不採択とすることに決 定いたしました。

○議長【七田満男君】 ここで、地方自治法第 117条の規定により、北川議員の退場を求めま す。 [北川悦子君 退場]

〇議長【七田満男君】 次に、今12月会議まで に受理しました請願第2号土地の借地料の免 除を求める請願を採決いたします。

本請願に対する委員長の報告は、継続審査であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり 決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【七田満男君】 起立多数であります。 よって、請願第2号は、継続審査とすることに 決定いたしました。

北川議員の入場を許可します。

〔北川悦子君 入場〕

〇議案の上程

〇議長【七田満男君】日程第3、追加議案の上程を行います。

諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてから諮問第4号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてまでの4議案を一括して議題といたします。

〇表 決

〇議長【七田満男君】 ただいま議題となって おります議題は、質疑、委員会付託、討論を省 略し、これより採決に入ります。

諮問第1号から諮問第4号まで、人権擁護 委員の推薦につき意見を求めることについて の4議案を一括して採決いたします。

お諮りいたします。諮問第1号から諮問第4号までの4議案は、いずれも適任とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【七田満男君】 起立全員であります。 よって、諮問第1号から諮問第4号までの4 議案については、これを適任とすることに決 定いたしました。

〇議案の上程

〇議長【七田満男君】 日程第4、議会議案第7号小中学校給食費の無償化を求める意見書の提出についてを議題といたします。

••••••

〇提案理由の説明

〇議長【七田満男君】 提出者から提案理由の 説明を求めます。6番、生田勇人議員。

〔6番 生田勇人君 登壇〕

〇6番【生田勇人君】 議席6番、生田勇人で す。

学校給食は、児童生徒の健康的な成長と発達を図る上で、欠かすことのできない教育の一環であります。しかし、近年、コロナ禍や物価高騰の影響で経済的に苦しい家庭が増加しており、給食費の無償化を求める声が高まっております。

意見書を読み上げ、提案理由の説明に代え させていただきます。

小中学校給食費の無償化を求める 意見書

学校給食法第2条で定める学校給食の目標 達成に向け、小・中学校では給食を通じた食育 が行われており、その意義は大きく、学校給食 は教科学習と並んで学校教育の大きな柱とな っている。加えて、朝食を摂らない子どもも多 くおり、家庭環境による栄養格差改善の面で も、学校給食の果たす役割は大きい。

日本国憲法第26条第2項では、「義務教育は、これを無償とする」と定められており、教育基本法第5条第4項では、「国又は地方公共団体の設置する学校における義務教育については、授業料を徴収しない」とされている。小中学校で用いられる教科書は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律等により無償化が図られており、学校教育の大きな柱の一つを担っている学校給食費についても、教科書と同様、小・中学校における無償化が求められている。加えて、小中学校に通う子ども達を持つ家庭は、教材費や被服費、修学旅行積立金等の多くの教育費を負担しており、

とりわけ学校給食費は大きな負担となっている。

そのため、多くの自治体で無償化に向けた 検討が行われており、石川県内一部自治体で は、給食費無償化を実施している。

一方で、小中学校の学校給食費無償化実現には、自治体における財源確保が大きな課題となっており、国に対し、学校給食費無償化を推進するため、自治体への財政支援を行うよう、強く要望する。

以上、内灘町議会会議規則第14条の規定により、議案を提出いたします。

○議長【七田満男君】 提案理由の説明が終わりました。

○質疑・討論の省略

O議長【七田満男君】 お諮りいたします。本 議案につきましては、会議規則第39条第3項 の規定により、質疑、討論を省略し、直ちに採 決いたしたいと思います。これにご異議ござ いませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長【七田満男君】 ご異議なしと認めます。よって、議会議案第7号は、質疑、討論を 省略し、直ちに採決することに決定いたしま した。

〇表 決

○議長【七田満男君】 これより議案の採決に 入ります。

お諮りいたします。議会議案第7号小中学 校給食費の無償化を求める意見書の提出につ いて、原案のとおり決定することに賛成の諸 君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【七田満男君】 起立全員であります。 よって、議会議案第7号は原案のとおり可決 されました。

ただいま可決された意見書の提出先及びそ の他の処理方法につきましては、議長に一任 願います。

○閉議・散会

〇議長【七田満男君】 以上で今12月会議に付 議されました議件は全て議了いたしました。

よって、令和5年内灘町議会12月会議を散会いたします。

連日、長時間にわたり精力的に審査いただきまして、大変ご苦労さまでございました。 午後2時39分散会 地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議会議長

署名議員

署名議員